

# 令和5年度 津和野町立小・中学校事務グループ活動実施計画書

## 1. 事務グループ組織経営目標

- 各校が目指す特色ある教育が推進できるよう、学校事務機能の強化を図り、学校運営に積極的に参画し、学校教育の充実をめざす。
- 学校事務・業務の適正化と処理体制を確立し、専門性を高め、正確で質の高い学校事務を提供する。

## 2. 事務グループ組織の現状と課題

【現状】 人事異動に伴う異動

グループ内学校事務職員構成

事務リーダー：1名 事務主幹：3名 主事：1名 育休任用期限付主事：1名

(育児休業取得事務職員：1名)

【課題】 ①事務グループ活動充実のため継続的な事務職員加配

②専門性を発揮し学校運営に参画するための事務職員の資質向上

③事務機能強化にむけたグループの体制強化（相互支援、転入事務職員への支援 等）

④学校事務職員未配置校への事務支援体制の充実

⑤保護者や地域住民・教職員に対する効果的な情報提供と管理体制の検討

⑥町教委をはじめ関係諸機関・組織との連携の在り方

## 3. 今年度の重点目標

- 学校事務職員の資質向上により、事務の効率化・適正化の推進に努める
- グループ内相互支援体制を整え、適正で円滑な事務処理体制を構築することにより、町内各校の学校事務機能の強化を図る
- 学校事務職員未配置校への支援を継続・推進する
- 地域や保護者、教職員に対する町内各校と連携した情報発信の在り方を検討する
- 関係諸機関（町教委、校長会、教頭会等）との協力・連携を進める

## 4. 重点目標達成のための取組計画

### (1) 取組み計画

- グループ活動による OJT の推進と研修の企画運営 及び 実践交流による資質向上を図る
- グループ内事務職員の連携体制強化による学校運営支援をすすめる
- 津和野町における事務機能強化に向けたマニュアルや手引きの整備を行う
- 学校運営に寄与するため 先進的な取り組みや事例をもとにした改善の模索や提案を行う
- 学校事務職員未配置校への定期的な訪問と随時対応による事務支援を実施する
- 「つわのスクール NET」の改善と適正な管理・提供の在り方について検討する
- 町教委をはじめ校長会・教頭会との課題解決に向けた連携や情報共有の在り方を検討する

### (2) 実施計画

年間予定表のとおり

## 津和野町立小・中学校事務グループ推進協議会設置要綱

平成23年3月25日

津和野町教育委員会告示第5号

### (設置)

第1条 津和野町立小・中学校事務グループの円滑な活動の推進を図るため「津和野町立小・中学校事務グループ推進協議会」(以下「協議会」という)を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は次に掲げる者で構成する。

- (1) 津和野町教育委員会教育長
- (2) 津和野町教育委員会教育次長
- (3) 津和野町教育委員会事務局職員
- (4) 津和野町立小・中学校校長
- (5) 津和野町立小・中学校事務職員
- (6) 津和野町立小・中学校事務職員未配置校事務担当者

### (役員)

第3条 協議会に会長、副会長を置く

- 2 会長には津和野町教育委員会教育長をもって充てる。会長は協議会を総理し、協議会を代表するとともに、会議の議長を務める。
- 3 副会長は、津和野町立小・中学校校長の中から会長が指名する。副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その代理を務める。

### (事務局)

第4条 協議会の事務を処理するため、事務局を会長指定の学校に置く。

- 2 協議会の事務局は事務局長及び教育委員会担当職員が掌る。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 事務局は、協議会に関する事項についての会務処理を行う。

### (会議)

第5条 協議会は会長が招集する。

- 2 協議会は毎年度1回以上開催し、次の事項について協議する。
  - (1) 事務グループ活動の充実に関すること。
  - (2) 事務グループの年間計画の承認及び実施報告に関すること。
  - (3) 事務グループの活動による成果の検証と評価に関すること。
  - (4) その他事務グループの推進に関すること。

### (補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項はその都度協議して定める。

### 附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 津和野町立小・中学校事務グループ運営要綱

平成23年3月25日  
津和野町教育委員会訓令第2号

### (目的)

第1条 津和野町立小学校及び中学校における特色ある学校づくりの推進や、教育の質を高める基盤となる事務・業務の効率化・適正化及び教職員の資質向上等をめざした事務グループ（以下「グループ」という）の運営に関し、必要な事項を定める。

### (組織等)

第2条 グループにはグループリーダーを置く。

2 グループリーダーは、事務リーダーをもって充てる。ただし、グループに事務リーダーが不在の場合は、津和野町教育委員会教育長が適任者を任命する。

3 グループリーダーは、グループの事務・業務が円滑に行われるよう、所属するグループを統括する。

### (所掌事務)

第3条 グループで行う業務は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校運営に関すること
- (2) 総務に関する事務
- (3) 給与に関する事務
- (4) 財務に関する事務
- (5) 福利厚生に関する事務
- (6) 情報収集、情報管理に関する事務
- (7) 事務職員の研修に関すること
- (8) 事務処理体制の整備・改善に関する研究
- (9) 事務職員未配置校への支援
- (10) その他学校運営及び教育活動支援のため適当と認められる事務

### (勤務及び服務等)

第4条 グループにおける業務は、原則として月2回程度とし、グループリーダーが招集する。なお、必要に応じて回数を調整することができる。

2 グループ内の各学校事務職員は、グループ内の各学校を兼務する。

3 事務職員は、業務の処理に当たりグループ内の各学校その他の場所において業務を行うことができる。

4 前項の規定により、各事務職員が所属する学校（以下「本務校」という）以外において業務を行う場合には、本務校の校長が公務旅行命令を行う。

5 第3項に規定する業務を行う場合のサービスの監督は、本務校の校長が行う。

### (秘密の保持等)

第5条 事務職員は、グループにおける業務を遂行する上で知り得た個人情報の取扱いには細心の注意を払い、守秘義務を厳守しなければならない。

### (計画・報告)

第6条 グループは、毎年度グループ活動に関する年間の計画書及び報告書を作成し、津和野町立小・中学校事務グループ推進協議会に提出しなければならない。

### (連絡会)

第7条 グループ内各校間の連絡・調整及び協議のために、グループリーダー、教育委員会事務局職員、事務職員未配置校事務担当者で構成する事務グループ活動推進連絡会（以下「連絡会」という）を必要に応じて開催する。

2 連絡会には、必要に応じて前項に定める者以外の職員を出席させることができる。

### (補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に津和野町教育委員会教育長が定める。

### 附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

《 推進組織イメージ図 》

